早川町起業家支援事業（概要）

目的	町内で新たに起業する方々に対して、起業に要する経費の一部を助成することにより、早川町への移住・定住の促進及び町内の課題解決を図り、地域の活性化を図ることを目的とする
補助金交付対象者	・町内に住所を有する個人又は法人、あるいは町内に事業所を有する団体又は中小企業者で、起業もしくは2次創業（異業種の事業開始又は事業の拡大）をする方 ・起業後継続して５年以上事業を続ける見込みのある者 ・早川町の商工会または観光協会の会員（または会員となる予定）であること
審査方法	書類審査を経て、認定審査会にてプレゼンテーションをしていただいた上で、優秀な計画を町長が認定する
対象事業計画	町内の課題解決を図る事業又は新たに価値を生み出す独創性のある事業で、地域の活性化が見込まれる事業。優位性（新規性、創意性、地域への貢献度、競争力または差別化により優れていることなど）があること
補助限度額	70万円以内/年　　補助率2/3　（年間2件採用予定） ＊最大で3年間の継続事業とすることができる（審査は毎年）
補助金の返還	営業の継続期間が５年に満たなかった場合、事業所を町外に移転した場合、規定に違反した場合
補助対象経費	別表１
申請等の手順	別表2

別表１

区分	備考
起業手続経費	起業に必要な官公庁への申請書類等に係る経費（会社設立登記に係る経費等）
拠点開設経費	
建物改修費	建物新築及び改修費用（土地購入費を除く。）
設備購入費	備品・設備等の購入経費（車両購入費を除く。）
設備借入経費	建物、土地、設備、機械装置等の借入経費
委託経費	検査・分析等の業務の一部を委託するための経費（商品の製造委託及び開発委託を除く。）
広報費	広告宣伝費、パンフレット等印刷費など（食糧費、交際費等の消費的経費を除く。）
その他	町長が認めたもの

別表２

事項	時期（令和3年度）
申請受付期間	4月5日～5月14日
書類審査	5月中
認定審査会・対象者決定	6月頃
補助金(概算)交付	7月頃
精算交付･実績報告	翌年4月上旬

＊各事項における時期は変更となる場合があります

問い合わせ・書類提出先

早川町役場　総務課　企画・管財担当　　TEL 0556-45-2513